

金融円滑化管理の態勢

金融円滑化管理方針

当金庫は、創業の原点である相互扶助の精神のもと、働く人とその家族の生活向上および夢の実現に寄与することにより、お客様の信頼を一層高め、生涯にわたってお取引いただける協同組織の福祉金融機関としての事業運営を基本としています。

そのため、〈ろうきん〉が持つ社会的責任と公共的使命を十分認識のうえ、勤労者の生活安定に貢献するため、「生活応援運動」の取組みを通じ、お客様に対して必要な資金を円滑に供給いたします。

具体的には、多重債務未然防止に向けた活動として学習会を会員労働組合等で実施するとともに、高等学校等の授業の一環として、クレジットの仕組み、悪質商法の手口やインターネット被害など、身近に起こりうるマネートラブルについて分かりやすく解説する講座も実施しています。

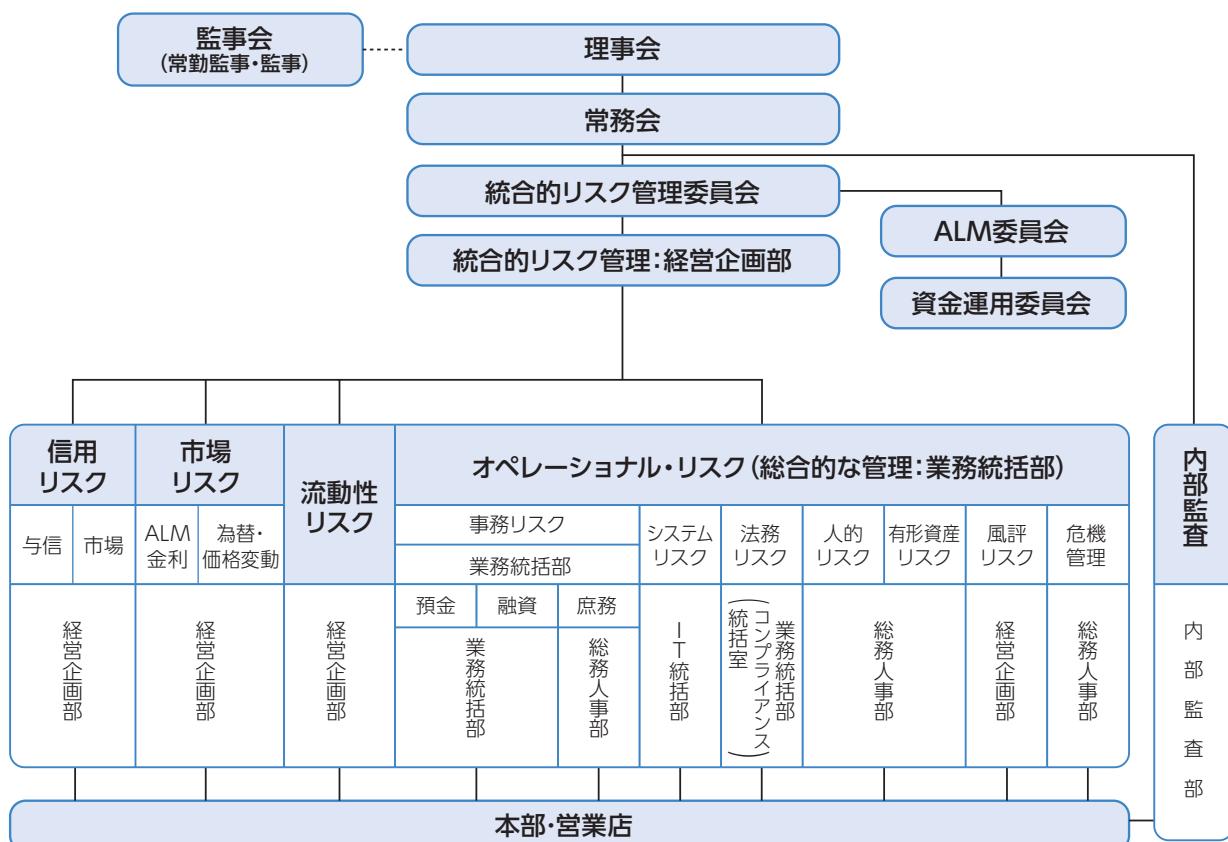
さらに、多重債務未然防止活動にご理解いただいた自治体や、大学・短大・専門学校に、身近に起こりうるマネートラブルについてイラストや漫画等で解説した冊子「マネートラブルにかつ!」を関連団体と協力して配付し、金融トラブルに対する警鐘活動を展開しています。

また、新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みには、お客様の生活改善の可能性その他の状況等を考慮し、適切かつ迅速に対応いたします。

リスク管理の態勢

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「経営管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

リスク管理体制



統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対比することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーション・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に統合的リスク管理委員会およびALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないようつとめています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

●信用リスク

▶融資先や有価証券等発行元の信用状態が悪化して、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収等が困難となるリスクです。

与信信用リスク ▶融資先の信用状態の悪化により元本や利息の回収が困難となるリスクです。

- 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る対策として、個別審査体制の強化、正確な自己査定の実施、延滞債権管理態勢の強化につとめています。
- 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう審査スタッフの育成につとめています。
- 営業店の決裁権限を越える貸出案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応につとめています。
- 与信信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、与信信用リスクの量的な把握につとめています。

市場信用リスク ▶債券など有価証券発行元の信用状態が悪化し、元本償還や利息受入が困難となるリスクです。

- 有価証券等の取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、一定格付以上を取得対象とするなど市場信用リスクの抑制につとめています。
- 有価証券等の取得後も定期的な自己査定を行い、事情変化についても追跡管理しています。

●市場リスク

▶金利・為替・株式などの市場のリスクファクターの変動により、資産や負債の価値が影響を受け、損失を被るリスクです。

●市場リスクのうち、金利リスクについては、運用・調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測・管理しています。

- 投資信託等の価格が変動する価格変動リスクに対しても、VaR（バリュー・アット・リスク）により、計測・管理しています。
- 計測したリスクは、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

●流動性リスク

▶市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

●資金ショートを発生させないよう、流動性リスクを考慮した現金等の保有基準の設定とポートフォリオの構築、さらに日常的な資金フローの把握・管理により、支払準備資産を適切に確保しています。

●オペレーション・リスク▶日常業務において、役職員の活動もしくはシステムの不具合などの内的な事象、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

事務リスク▶役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

- 事務処理状況を的確に把握して、事務手続の定型化・標準化・システム化などの推進および規程・事務手順・マニュアル・点検管理表等の整備をはかっています。

●職員教育研修の充実や指導・点検、自己点検および他人点検の強化、実効性のある自店検査の実施などにより、基本動作に忠実で堅確な事務処理を行う態勢を構築し、事務リスクの低減をはかっています。

●オンラインシステムを最大限活用するとともに、業務の標準化・効率化を目的とした事務改革の取組みや、本部・営業店が一体となったPDCAサイクルを機能させた取組みにより、事務過誤・個人情報漏えい事案等の発生防止に向けた内部管理態勢を強化し、事務リスクの低減をはかっています。

システムリスク▶オンラインシステムなどのコンピューター・システムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備およびコンピューターが不正使用されることにより損失を被るリスクです。

●当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。

●同センターは地震や停電等に備えた構造・機能を有しているほか、万一、大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

●システム障害が発生した場合の業務継続マニュアルの周知徹底および定期的な訓練の実施、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用および保護のための安全対策の実施など、態勢整備につとめています。

●高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

風評リスク▶ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止につとめています。
- 万一、風評が発生した場合は、危機管理関連マニュアルに沿って適切な対応につとめます。

法務リスク▶法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクです。

- 当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンスマニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底につとめています。
- 新規業務の開始時や各種契約の締結時には、コンプライアンス統括室によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談しています。

人的リスク▶人事運営上の不公平・不公正(給与・手当・解雇等の問題)などを起因として、差別的行為(セクシュアルハラスメント等)や内部管理上防止が困難な役職員の不正などにより、損失を被るリスクです。

●当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職員の「能力」「役割」を基準とする人事制度を基本として、職員の働きがいを高める人事運営につとめています。

●セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止する取り組みとして、全部店で研修会の開催、相談窓口の常設、ホームページにハラスメント撲滅に向けた宣言文の公開等を行っています。

●職員の不適切行為を防止するため、職員取引のモニタリングや転勤時の書類の持ち出し点検等を実施しています。

有形資産リスク▶災害その他の事象から生じる有形資産のき損・損害などにより損失を被るリスクです。

- 当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、必要により保険を付保するなどして各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施につとめています。

危機管理体制

当金庫では、大規模災害等の発生により通信手段が遮断して、部門ごとに独自に判断せざるを得ない場合でも迅速に組織として統一的な行動ができるよう、判断の拠り所となる基本的な考え方や態勢整備にあたっての重点事項等を「事業継続基本方針」として制定しています。

基本方針に基づき「緊急時危機対応規程」を制定し、危機発生時における組織的な役割分担と責任体制を明確にしています。

自然災害、システム障害、およびウイルス感染症の流行等危機発生時には緊急時危機管理対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「緊急時危機対応内規」に基づき、迅速・的確に対応できる態勢を整備しています。さらに災害等によりシステムが停止する事態に備え、会員・お客様への影響を最小限にとどめることを目的とした「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、平常時における業務継続態勢の整備に係る取組みとして「業務継続管理内規」を制定し、自然災害等の発生を想定した定期的な訓練、職員教育、計画的な物資調達を行うなど、態勢の強化につとめています。